

第4回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 総合対策の必要性について

- 本検討会議では、大きな視点でインターネット上における情報の自由な流通と情報の著作権保護のバランスの問題を議論していくべきである。
- 外国の調査、制度、論点など、さまざまな情報をハイペースで共有していただき、まだ掘り下げないといけないことも多いが、論点はほとんどテーブルの上に揃った。ブロッキングを含めた総合パッケージを作るというコンセンサスもあると思うので、今後、アウトプットを作るとを睨みながら議論を深めるべき。

2. ブロッキングを含めたアクセス制限に係る法制度整備の必要性について

- ブロッキングは海賊版対策の one of them であり、ブロッキングだけでは海賊版対策は上手くいかない。それだけでなく、ブロッキングは海賊版対策の最後の手段であるべき。他方、DNSブロッキングに様々な回避策があり、その回避策への対策であるOP53B（53番ポートの閉鎖）についても更なる回避策があることは理解するものの、そこまでの回避策をとる者は全体の一部に過ぎず、ブロッキングが有効であることは確か。

3. ブロッキングを含めたアクセス制限の合憲性について

- 海賊版による被害は深刻であり、法整備を検討する必要がある。憲法上の問題の考慮は必要だが、公共の福祉の観点から一定の制約が許されることは異論が無い筈。
- 法制度の作り込みも重要だが、ブロッキングに関する憲法上の利益衡量がどのくらいなされているのかについても議論すべき。

4. 請求権の性質について

- プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求権と、著作権侵害に直接加担していないISP事業者に対してアクセスを止める請求権を創設することは、発信者情報開示請求権がその後訴訟を行うための前段階の協力に過ぎないという点で性質が異なるのではないか。
- プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求権は、手続的な権利に過ぎないとする立場と、そうでないとする立場があり、権利者を救済することが他の方法では難しい場合に第三者に一定の協力を求めるという要保護性と、通信が基本的なインフラであることを以てプロバイダに広い意味での責任を觀念できる場合、こうした請求権を立てる余地はあり得る。
- 個人的には、ドイツで明文の根拠が無いにもかかわらずISP事業者に間接侵害を認めて解釈でブロッキングを行う命令を裁判所が出しているのだから、日本でもできるのではないかと思うし、現行の著作権法112条1項（差止請求権）の類推適用もあり得ると思うが、実際にはアクセス・プロバイダに対するブロッキングを日本で解釈論により認めるのは難しいのだろう。立法論としては、特に悪質な海賊版サイトに対するブロッキングは、制度次第で十分あり得る。

- EU法における「媒介者」の解釈について、欧州司法裁判者の判例では「第三者によって侵害のために利用される可能性のあるサービスを提供する者」として、アクセス・プロバイダも「媒介者」に含まれるとされている。ただし、必ずしもEU各国の国内法でこの解釈が一致するとは限らない。

5. ブロッキングを含めたアクセス制限の要件について

- 日本において、接続プロバイダの著作権侵害責任とは独立に、裁判所にアクセス制限措置を求める権利を新設すべき。他方、アクセス制限措置の対象を、表現の自由の保障を受ける余地の無いサイトと、海外に所在する等の理由で被告の特定が困難なサイトに限定すべき。
- イギリスでは、ISP事業者の主要4社、後は大きなモバイル系ブロードバンド等を対象にブロッキングを求めて訴訟を提起しており、それだけで全体の95%の利用者をカバーできる。GoogleやCloudflare等のCDNサーバーについては、訴訟の対象としていない。

6. 訴訟における手続き保障について

- インターネットのユーザーの利益をユーザーと契約関係にあるプロバイダを通じて手続保障するという視点もあり得る。

7. フィルタリングについて

- フィルタリングは青少年に対象が限定され、ユーザーの同意が必要という意味で万能薬ではないが、ブロッキングも同じ。青少年の段階でフィルタリングとリテラシー教育をセットにやらないと、この問題は根本的には解決できない。ブロッキングと同じ程度に、フィルタリングについても議論してもらいたい。
- フィルタリングは、既に青少年インターネット環境整備法があるし、カジュアルユーザー対策としてフィルタリングに効果があるのだから、今後も有効に使っていくべき。
- フィルタリングは、フィルタリングをかけることに同意する者が海賊版サイトを閲覧することは止められるが、フィルタリングをかけることを拒否した利用者をどうするかが問題。フィルタリングをかけることについて同意しなかった場合、契約を解約することなどができるのでなければ、それだけでは有効な対策とならない。

8. 技術的な論点について

- OP53Bの閉鎖については、通信の秘密の重大な侵害に当たるので、相当な議論が必要。
- DNSサービスのみ提供するプロバイダは日本ではあまり無かったが、海外では多い。さらに、最近は自社にDNSを置かず、外に出す傾向にある。DNSを外に出されると、DNSブロッキングは難しくなるだろう。

- DNSサーバーはインターネットに接続した環境を元に決まる。自社のネットワークのトラフィックを守るために、W i f i にオフロードしようとする携帯電話会社が増えており、W i f i 側で設定されたDNSサーバーを見に行くことになる。また、近年、モバイルルーターの貸出が増えているが、モバイルルーターを貸し出す業者が怪しいDNSを設定していた場合、何もしなくてもサイトブロッキングの回避策をとったのと同じ状態になり、どこにでも接続できてしまう。立石委員の資料に、DNSモバイルルーター編、W i f i オフロード編を入れてほしい。

9. その他

- 今、海賊版対策について話し合っているのは、今後、緊急措置のような苦しい判断をしなくて済むようにするため。被害の実態把握、アクセス遮断を含む諸外国の様々な法制度、対策、効果、コスト、評価等の客観情報を集めて、今後の対策の検討に注力すべき。諸外国では通信の秘密の侵害という議論が見られない。検閲となるおそれがあるという指摘は分かるが、児童ポルノ対策として、既にアクセスがチェックされている。ブロッキングには抜け道があるとの指摘もあるが、既に世界42カ国で実施されており、オーストラリアではI S P事業者側からも評価されている。
- 海賊版対策の中心となるデータベースと常設の体制を構築することで、ブロッキングに係る法制度整備を行ってもなお残る問題を解決することができるのではないか。
- 現在、当団体が児童ポルノに係るブロッキングを実施していることを前提とした議論が行われているが、未来永劫、児童ポルノにブロッキングを適用し続ける訳ではなく、いずれ児童ポルノの対策が実を上げてブロッキングが必要なくなれば、ブロッキングを停止することもあり得る。
- 勉強会を開催する際は公開し、資料を共有することで、5回以降の議論に活用していくべき。
- 著作権以外の他の権利侵害について、インターネット上でどのように対応しているのかについても説明を聞きたい。
- イギリスではEUの情報化指令が既にあったので、ブロッキング導入にそれほど時間をかけていない。ただ、実際に制度が活用されるようになったのは2011年にブロッキングを命じる裁判例が出て以降である。裁判例が出るまでに時間がかかった理由は分からない。

(以上)